



建 指 第 37 号
平成24年 7月20日

奈良県建築協同組合 殿

奈良県土木部建設業指導室長



施工体制台帳等活用マニュアルの改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成24年7月4日付け国土建第137号国土交通省土地・建設産業局建設業課長より別添のとおり通知がありましたので送付いたします。

奈良県土木部建設業指導室

TEL: 0742-27-5429

国土建第137号

平成24年 7月 4日

奈良県土木部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



施工体制台帳等活用マニュアルの改正について

今般、平成24年5月1日付けで建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の一部改正が行われ、特定建設業者及び下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、平成24年11月1日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事について、施工体制台帳等の記載事項に健康保険等の加入状況が追加されることとなりました。

このため、今般、「施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について」（平成15年11月7日付国総入企第25号）において通知した「施工体制台帳等活用マニュアル」を別添のとおり改正しましたので、各都道府県においては、これを参考とし、施工体制台帳等を活用した施工体制の適正化のより一層の徹底に取り組まれるようお願いいたします。また、貴都道府県の発注担当部局及び貴管内の市町村に対しても、速やかに周知徹底されるようお願いいたします。